

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課)…一
- 都市計画の決定(二件)……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…五

### 告示

#### ●東京都告示第千三百七十四号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条

第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都市計画都市再生特別地区  
(浜松町二丁目4地区)
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

#### ●東京都告示第千三百七十五号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都市計画都市再生特別地区  
(赤坂二・六丁目地区)
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

#### ●東京都告示第千三百七十六号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画公園の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都市計画公園
- 第九・六・六 追加する部分  
号中央公園  
千代田区日比谷公園、有楽町一丁目及び内幸町一丁目各地内
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第千三百七十七号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法  
(平成二十五年法律第七号) 第二十一条第一項の国家戦  
略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の  
区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条  
第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認  
定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基  
づき東京都市計画特定街区の決定がされたものとみなされ  
たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十条  
第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧  
に供する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画特  
定街区

内幸町一丁目 千代田区内幸町一丁目地内  
北特定街区

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第千三百七十八号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法  
(平成二十五年法律第七号) 第二十一条第一項の国家戦  
略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の

区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条  
第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認  
定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基  
づき東京都市計画地区計画の決定がされたものとみなされ  
たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十条  
第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧  
に供する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地  
区計画

内幸町一丁目 千代田区内幸町一丁目地内  
北地区地区計  
画

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第千三百七十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない  
ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六  
号) 第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引  
業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条  
第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該  
宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社招福

二 代表者氏名 代表取締役 秋山 淳

三 主たる事務所の所在地 江東区青海二丁目七番四号

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇二五九二号

五 免許年月日 平成三十年十月五日

一 商号 株式会社フレッシュ

二 代表者氏名 代表取締役 大砂賀 祐人

三 主たる事務所の所在地 渋谷区東三丁目十五番七号 鶴間ビル四  
F

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇二九七四号

五 免許年月日 平成三十一年一月二十五日

一 商号 株式会社 P O N T E H O M E

二 代表者氏名 代表取締役 大橋 秀一

三 主たる事務所の所在地 品川区上大崎二丁目十三番一号 グリン  
ビュー白金三〇一号室

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇一〇七五号

五 免許年月日 平成二十九年九月一日

●東京都告示第千三百八十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

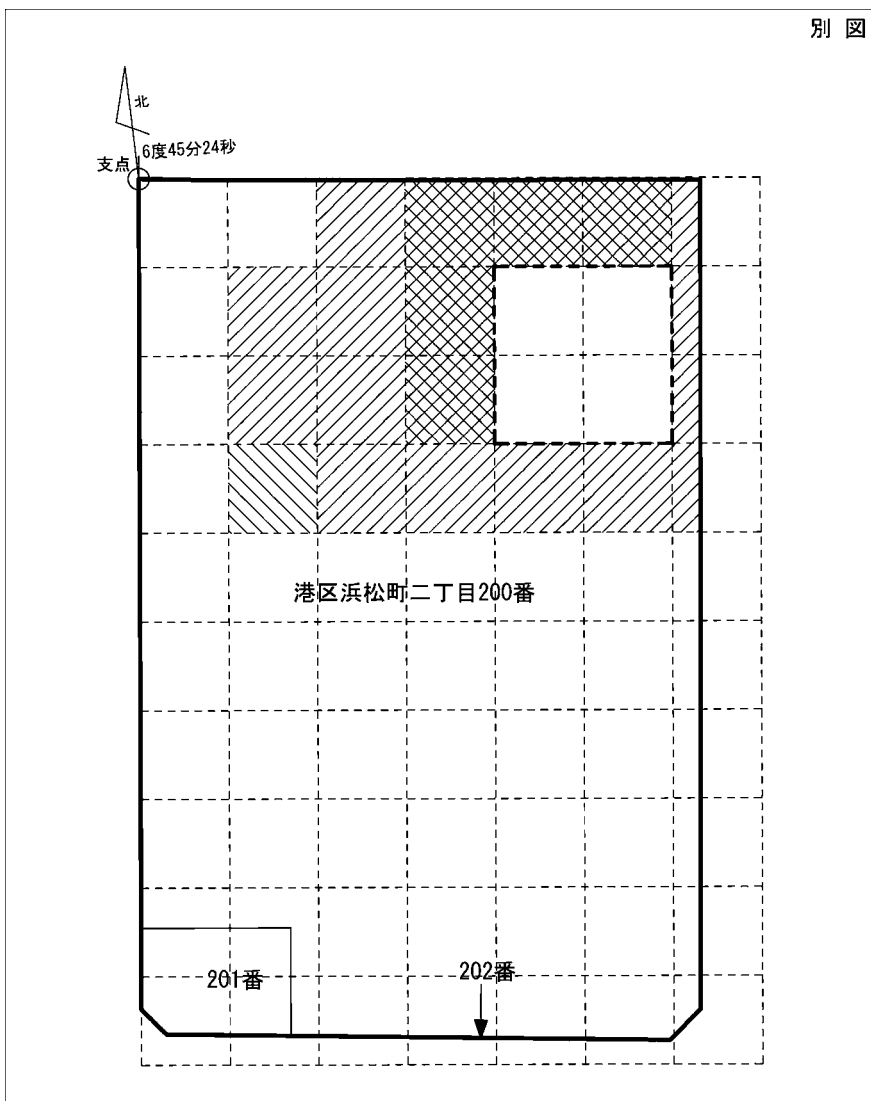
令和三年十一月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

--- 単位区画	▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
— 筆境界	▧ 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第157号により指定した区域)
— 敷地境界	▩ 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第150号により指定した区域)
- - - 調査範囲	

【格子の回転角度(6度45分24秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支 点】  
支点は、港区浜松町二丁目200番の最北端とする。

●東京都告示第千三百八十一号

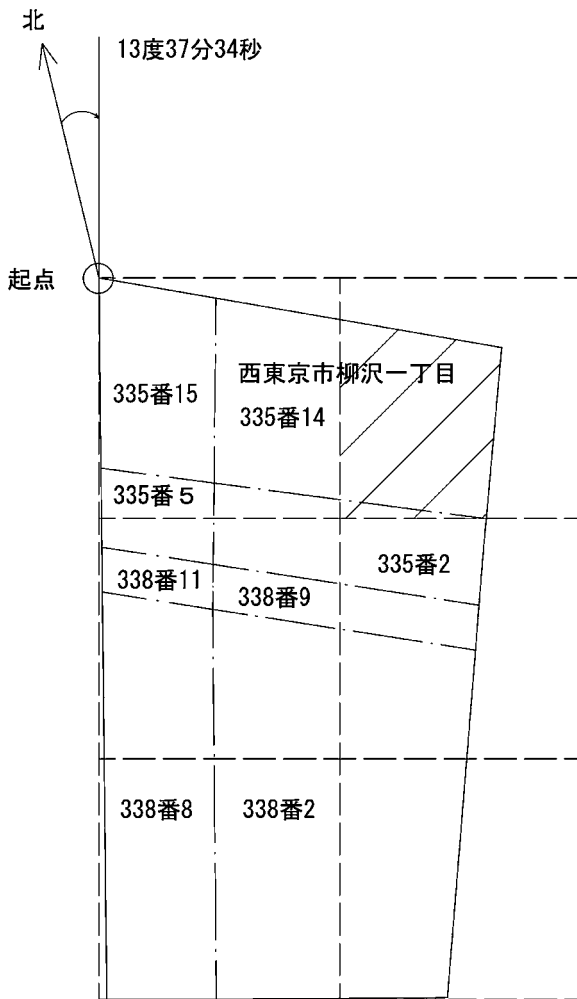
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(西東京市柳沢一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**

- 単位区画線
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【起点】**

起点は、西東京市柳沢一丁目  
335番15の最北端とする。

**【格子の回転角度(13度37分34秒)】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー青梅今寺店
二 店舗所在地 青梅市今寺五丁目十四番一ほか
三 設置者名 株式会社ヤオコー
四 設置者住所 一 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
五 変更前の設置者住 埼玉県川越市脇田本町一番地五
六 変更後の設置者住 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
七 変更前の小売業者 株式会社ヤオコーの氏名又は名称

- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコーほか一名
九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコー

十 変更前の小売業者の住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五

十一 変更後の小売業者の住所 一 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地

十二 変更日 平成三十年十二月三日ほか

十三 届出日 令和三年十月二十二日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十五 縦覧期間 令和三年十一月十五日から令和四年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ドン・キホーテ六本木店
二 店舗所在地 港区六本木三丁目十四番十号
三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社
四 設置者住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号
五 変更前の設置者の代表者名 和知 学
六 変更後の設置者の代表者名 白濱 満明
七 変更日 令和二年六月二十六日

八 届出日 令和三年十月二十五日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間 令和三年十一月十五日から令和四年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 若葉ケヤキモール
二 店舗所在地 立川市若葉町一丁目七番一号
三 設置者名 東神開発株式会社
四 意見
ア 聴取者 立川市長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 令和三年十月二十九日
五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
六 縦覧期間 令和三年十一月十五日から同年十二月十

七  
縦覧時間

五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

